

## クレジット決済サービス利用規約（包括加盟型）

- 第1章 目的及び定義(第1条～第2条)
- 第2章 カード会社との加盟店契約締結業務の委託(第3条)
- 第3章 決済関連業務の委託(第4条～第12条)
- 第4章 料金(第13条～第16条)
- 第5章 電子商取引(第17条～第21条)
- 第6章 機密情報、個人情報、クレジットカード番号等の取扱い等(第22条～第38条)

### 第1章 目的及び定義

#### 第1条(目的)

本規約は、インターネットにおける電子商取引を行う個人又は法人その他の団体が、その運営する電子商取引の決済手段として株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます。)の提供するクレジットカード決済代行サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用してその電子商取引の業務効率の向上を目指すにあたり、第2条(定義)第5号に定義する加盟店とゼウスの権利義務関係を定めるものです。

#### 第2条(定義)

本規約における各用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 本契約 本規約および共通規約をその内容とするゼウスと加盟店との間で締結される契約をいいます。加盟希望者又は加盟店がゼウスに対して申し込み、ゼウスがこれに対して加盟店に通知することにより、申込時に特定された日付に遡って成立します。
- (2) 共通規約 本契約に適用される一般条項を定めた「ゼウス決済サービス共通規約」をいいます。
- (3) 加盟店契約 加盟店がカード会社との間で締結する契約で、クレジットカードによる信用販売を行う場合の両者の権利義務を定めるものをいいます。
- (4) カード会社 加盟店に対してクレジットカード決済を提供するクレジットカード会社をいいます。
- (5) 加盟希望者 自らのインターネット上のサイトにおいて電子商取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体に、本規約を承認の上、本契約をゼウスに申し込み、本規約に基づいてカード会社と加盟店契約を締結していない方をいいます。
- (6) 加盟店 自らのインターネット上のサイトにおいて電子商取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体に、本規約を承認の上、本契約をゼウスに申し込み、カード会社の加盟店審査により加盟店として適当と認められ、カード会社の加盟店としての地位を持つ方をいいます。
- (7) 受託者 加盟店からクレジットカード番号等の取扱いを受託する者(ゼウスを除きます。)をいいます。
- (8) 購入者 本サービスを利用して信用販売の申込を行うクレジットカード保有者をいいます。
- (9) 信用販売 加盟店が購入者と商品を取引するにあたり、現金によらずにクレジットカードを利用させることで支払いに代える取引方法をいいます。
- (10) 商品 加盟店が購入者に対して販売又は提供する対象となる物品、サービス又は情報等をいいます。
- (11) 加盟店サイト 加盟店が構築及び運営し、電子商取引の申込を誘引するインターネット上のサイトのうち、ゼウスに対する本サービスの申込の際に対象として特定したものをいいます。
- (12) 加盟店審査 カード会社が、加盟希望者からの申請に基づき、加盟店としての適否を判定するために行う審査をいいます。
- (13) 加盟店情報 加盟店が申込の際に記載する等の方法でゼウスに対して提供する加盟店の住所等の基本情報をいいます。
- (14) サービス開始日 ゼウスが加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行い、加盟店において本サービスの利用が可能となった日をいいます。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (15) 起算日          | サービス開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。  |
| (16) 売上債権         | 加盟店が購入者に対して行った信用販売により発生した債権をいいます。  |
| (17) 開設契約金        | 加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステム設定その他の事務処理に必要な費用として加盟店に発生する料金をいいます。  |
| (18) システム利用料      | 起算日以降、加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金をいいます。   |
| (19) 売上処理料        | 本サービスを利用した信用販売 1 件毎に固定の金額で加盟店に発生する料金をいいます。   |
| (20) 取引手数料        | 本サービスを利用した信用販売 1 件毎の金額に対して一定の割合で加盟店に発生する料金をいいます。   |
| (21) 振込代金         | 第 13 条(振込代金)第 1 項の定めに従い売上債権からゼウスの各種料金を差し引いた代金をいいます。  |
| (22) 債権譲渡         | 加盟店が購入者に対して行った信用販売の売上債権を、カード会社に対して加盟店契約に従って、譲渡することをいいます。   |
| (23) 債権譲渡スキーム     | 債権譲渡の方法によって、加盟店が購入者に対して有する売上債権を、加盟店からカード会社へ移行させるスキームをいいます。   |
| (24) 債権買取代金       | カード会社が信用販売の売上債権を債権譲渡により買い取る際に、加盟店に対して支払う対価から、各カード会社が加盟店契約に基づき加盟店から受領する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。   |
| (25) 立替払い         | 加盟店が購入者に対して行った信用販売の売上債権について、加盟店契約に従って、カード会社が、購入者のために加盟店に支払うことをいいます。  |
| (26) 立替払いスキーム     | 立替払いの方法によって、加盟店が購入者に対して有する売上債権を、カード会社の購入者に対する債権として移行させるスキームをいいます。  |
| (27) 立替払い代金       | カード会社が購入者に代わって加盟店に対して立替払いする代金から、各カード会社が加盟店契約に基づき加盟店から受領する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。  |
| (28) クレジットカード番号等  | 割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード等)をいいます。  |
| (29) セキュリティガイドライン | クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、クレジットカード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められている事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含みます。)であって、その時々における最新のものをいいます。 |

## 第 2 章 カード会社との加盟店契約締結業務の委託

### 第3条 (カード会社との加盟店契約)

1. 加盟店又は加盟希望者は、カード会社と加盟店契約を締結し、変更し、又は解除するために必要な業務について、その処理に必要な代理権をゼウスに付与した上で委託し、ゼウスは、善良なる管理者の注意をもってカード会社に対して受託した業務を処理します。
2. 加盟希望者は、カード会社と加盟店契約を締結するため、加盟店サイトを特定した上で(第 17 条(加盟店サイトの構築及び維持)第 6 項の適用を受ける場合を除きます。)、加盟店審査のためにカード会社及びゼウスが特に要求する事項及び書面につき、ゼウス所定の書面その他ゼウスの定める方法により、ゼウスに対して届け出、又は提出するものとします。なお、加盟店が、対象となる加盟店サイトを追加するために本サービスを申し込む場合についても同様とし、以下の各項の規定を準用します。
3. 加盟希望者は、ゼウスに対して、本サービスの申込時点及びサービス開始日時点において、次の各号のいずれの事項も真実かつ正確であることを表明し、保証します。
  - (1) ゼウスに対して申告したものを除き、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)に定められた禁止行為に該当する行為を行っておらず、直近 5 年間に同法による処分を受けていないこと。
  - (2) ゼウスに対して申告したものを除き、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っておらず、直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。

- (3) 前二号の申告内容が真実かつ正確であること。
  - (4) 第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 7 条（不正利用等発生時の対応）、第 28 条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）、第 29 条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）第 2 項並びに第 30 条（事故時の対応）を遵守するための体制を構築済みであること。
  - (5) ゼウスに対して届け出た事項が真実かつ正確であること。
4. 加盟希望者は、前項により表明保証した内容が真実に反すること若しくは反するおそれがあることが判明した場合又は本サービスの申込後若しくはサービス開始日後にこれらの事由が新たに生じ、若しくは生じるおそれがある場合、ゼウスに対して、直ちにその旨を申告するものとします。
  5. ゼウスは、第 2 項により加盟希望者より提出された情報を受領後、その裁量で、加盟希望者が VISA、MasterCard、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners Club その他のクレジットカードブランドを利用したクレジットカードの決済処理を効率的に行えるように調整を行い、これらのクレジットカードブランドを処理できるカード会社に対してこれを提出することで、加盟店審査の申請を行います。ただし、加盟希望者よりクレジットカードブランド及び審査提出先カード会社について特に希望があった場合には、ゼウスは、これに従って加盟店審査の申請を行います。
  6. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社より加盟希望者を加盟店として適当と認める旨の通知がゼウスに到達したときは、その時点で加盟希望者と当該カード会社との間で加盟店契約が成立します。
  7. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社より加盟希望者を加盟店として不適当と認める旨の通知がゼウスに到達したときは、加盟希望者と当該カード会社との間での加盟店契約は成立しません。なお、ゼウスは、個々のカード会社による加盟店審査の結果が加盟不適当であった理由について加盟希望者に説明する義務を負いません。
  8. ゼウスは、第 6 項に定める加盟店審査の結果を各カード会社から受領した後、加盟希望者に対してその旨通知するものとします。また、ゼウスは、加盟希望者が、第 14 条（本サービスの料金）第 2 項第 1 号に基づく開設契約金の支払いを行った場合には、加盟希望者に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行い、加盟希望者において当該加盟希望者が希望するクレジットカードブランドを利用したクレジットカードの決済処理が可能となったときには、ゼウスは、加盟希望者に対して遅滞なくその結果を通知します。
  9. カード会社が定める加盟店規約をはじめとする規約及び本規約（これらに付帯する契約を含みます。）の内容が、加盟店と各カード会社との間で締結される加盟店契約の内容となります。ただし、加盟店規約等のカード会社が定める規約と本規約の内容が矛盾する場合は本規約の内容が優先します。

### 第 3 章 決済関連業務の委託

#### 第 4 条（業務委託）

1. 加盟店は、ゼウスに対して、次の各号の業務について、その処理に必要な包括的な代理権をゼウスに付与した上で委託し、ゼウスは、これを受託し、善良なる管理者の注意をもって本サービスの提供として受託した業務を処理します。
  - (1) 信用販売の申込受付業務、カード会社が事前に行う信用販売の承認（以下「事前承認」といいます。）を請求する業務及び事前承認請求結果の受領業務
  - (2) カード会社への債権譲渡業務
  - (3) 債権買取代金の受領業務又は立替払い代金の受領業務
  - (4) 信用販売の解除又は取消に際し発生する債権買取代金又は立替払い代金の返還等に関する業務
  - (5) 個人情報及びクレジットカード番号等の取扱業務
  - (6) 上記各号に定める業務に付随する一切の業務
2. ゼウスは、カード会社との間で、加盟店の代理人として受託した業務を処理することについての契約を締結し、これを維持します。

#### 第 5 条（支払区分）

1. 加盟店が購入者に提供できるクレジットカードの支払区分は、1 回払いのほか、カード会社及びゼウスが承認した場合には、2 回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いその他カード会社が加盟店との個別の加盟店契約において特に認めた方法とします。
2. 加盟店は、前項の規定にかかわらず、カード会社と購入者との契約のため、購入者によっては一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ承諾します。

#### 第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）

1. 加盟店は、購入者からクレジットカードによる信用販売を利用して商品を購入したい旨の申込があった場合、割賦販売法及びセキュリティガイドラインに定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、クレジットカード番号等の有効性及び当該申込がなりすましその他のクレジットカード番号等の不正利用（以下「不正利用」といいます。）に該当しないことを自らの責任で確認したうえで、本サービスを利用できるシステムに購入者を誘導します。この場合において、加盟店は、ゼウスが別途指定する、セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれを行うものとします。
2. 加盟店は、前項に基づき指定する具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめゼウスと協議しなければならないものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、ゼウスは、加盟店が講じる方法又は態様による措置が、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
4. ゼウスは、加盟店を代理して、第1項により誘導された購入者から購入者の氏名、クレジットカード番号等、商品代金額、その他別途加盟店に示す各システム設定マニュアルに定める情報を受信することで、購入者の信用販売による購入申込を一律で受け付けます。ただし、本サービスにおいて過去に不正利用を行う等、信用販売を行うに懸念を抱かせる購入者の購入申込についてはこの限りではありません。
5. ゼウスは、前項の信用販売による購入申込を受け付けた後、直ちにカード会社に対し当該信用販売の事前承認を求め、その諾否をインターネットを通じて加盟店及び当該購入者に通知します。
6. 加盟店は、前項に基づき、信用販売の事前承認が得られた旨の通知を受領した場合、速やかに、会員に対して商品を発送し、又は提供するものとします。ただし、商品の発送又は提供が遅延する場合には、加盟店は、直ちに、購入者に対して、商品の発送又は提供の時期を通知するものとします。
7. 加盟店は、商品の発送又は提供の際に、商品の名称、数量、金額、送料、税額、代金支払方法その他必要に応じて割賦販売法第30条の2の3第4項及びその施行規則に定める事項を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入者に交付します。
8. 加盟店が本条に反し、自らの判断で信用販売を行った場合、カード会社及びゼウスは、当該信用販売について一切の責任を負いません。
9. ゼウスは、カード会社による事前承認の諾否とは別に、第4項の購入申込の受付により得られた情報から、加盟店に対して当該購入者が不正利用している可能性について情報を提供することがあります。ただし、当該情報はゼウスの保有するノウハウに基づき、不正利用の可能性その他の判断材料を提示するものであり、ゼウスは、その真実性について責任を負いません。

#### 第7条（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨をゼウスに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

#### 第8条（カード会社への債権譲渡）

1. 債権譲渡スキームの場合、ゼウスは、加盟店を代理して、信用販売の売上債権をカード会社に譲渡する手続きをとります。
2. 前項の手続きは、ゼウスが、加盟店を代理して、信用販売が行われた日又は購入者に対して商品が発送若しくは提供された日を売上日とする売上を証するデータ（以下「売上データ」といいます。）を作成し、本サービスを通じてカード会社に対して送信することにより行われます。
3. 第1項の債権譲渡手続は、原則として即日行われますが、公的インフラの障害、カード会社のコンピューターの障害をはじめとするゼウスの支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、ゼウスは、当該手続きを障害復旧後に行い、それにより加盟店の第13条（振込代金）に定める振込代金の受領が遅れたとしても、一切の責任を負いません。
4. ゼウスは、加盟店を代理して、各カード会社から支払われる本条に定める債権譲渡に基づく債権買取代金を受領します。

#### 第9条（カード会社による立替払い）

1. 立替払いスキームの場合、ゼウスは、加盟店を代理して、売上データを作成し、本サービスを通じてカード会社に

対して送信することにより、カード会社による立替払いを要求します。

2. 前項の立替払いを要求する手続きは、原則として即日行われますが、公的インフラの障害、カード会社のコンピューター障害をはじめとするゼウスの支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、ゼウスは、当該手続きを障害復旧後に行い、それにより加盟店の第 13 条(振込代金)に定める振込代金の受領が遅れたとしても、一切の責任を負いません。
3. ゼウスは、加盟店を代理して、各カード会社から支払われる立替払い代金を受領します。

#### 第10条（購入者の支払拒否等）

1. 加盟店が購入者との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、購入者から商品の相違、不具合、数量相違及び引渡遅延等を理由とした代金減額、代金返還、代金不払いの主張又は損害賠償の請求等の抗弁（割賦販売法第 30 条の 4 に定める支払停止の抗弁を含みます。）があった場合には、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めます。
2. 加盟店は、前項の抗弁が生じたことを原因として、カード会社及びゼウスが次の各号の措置をとることをあらかじめ承諾します。
  - (1) 債権買取代金又は立替払い代金が未だカード会社からゼウスに支払われていないときは、カード会社は、当該債権買取代金又は立替払い代金の支払いを中止することができ、この場合、ゼウスも加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
  - (2) 債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスから加盟店への振込代金が未だ支払われていないときは、ゼウスは、加盟店を代理して、カード会社に対し、当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還し、ゼウスの加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
  - (3) 債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスからも加盟店への振込代金の支払いが既に完了しているときは、加盟店は、ゼウスに対して当該振込代金を直ちに返還し、ゼウスもカード会社に対して当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還します。なお、ゼウスは、加盟店に対する次回以降の振込代金から当該振込代金を控除することで、加盟店からの返還があったものとすることができます。
  - (4) 当該抗弁事由が解消した場合は、ゼウスは、加盟店に対して、カード会社から当該売上債権にかかる債権買取代金又は立替払い代金を受領した後に、当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金を合算して支払います。なお、ゼウスは、この場合であっても、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第11条（信用販売の取消）

1. 加盟店が購入者との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、購入者から返品が要求があり、その要求が事前に加盟店が購入者に提示した条件を満たす場合には、加盟店及びゼウスは、当該信用販売が取り消され、当該信用販売の発生に遡って効力を失ったものとして取り扱います。
2. 加盟店が購入者との間で行った信用販売に関して、これを合意により解除した場合も前項と同様とします。
3. 前二項の場合、加盟店は、直ちに信用販売の取消処理を行います。
4. ゼウスは、前項の取消処理を確認後、加盟店を代理して、取消処理日を取消日とする取消を証するデータ（以下「取消データ」といいます。）を作成し、本サービスを通じてカード会社に送信します。
5. ゼウスは、加盟店が届け出た連絡先によっても加盟店に連絡が取れない場合は、自らの判断で、カード会社に対し、前項に定める取消データの送信を行うことができます。

#### 第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）

1. 加盟店は、ゼウスが加盟店を代理して、カード会社に送信した売上データに関し、第 11 条(信用販売の取消)第 1 項及び第 2 項並びに次の各号の事由が認められる場合には、カード会社が債権譲渡又は立替払いを取消又は解除することがある旨、あらかじめ承諾します。
  - (1) 本契約又は各カード会社との加盟店契約に違反した場合
  - (2) 売上データが正当なものでない場合又はその内容に誤りがある場合
  - (3) 購入者より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
  - (4) 購入者が、カード会社に対して、加盟店の責に帰すべき事由により商品代金を支払わないと主張する場合
  - (5) 第 10 条(購入者の支払拒否等)第 1 項に定める事由その他の事由により、購入者と加盟店との間で紛議が生じ、当該紛議が解消されない場合
  - (6) 信用販売の事前承認の取得日からカード会社が別途指定した日数以上が既に経過した売上債権であった

場合

- (7) その他カード会社が加盟店契約において定める取消事由又は解除事由に該当した場合
2. ゼウスは、カード会社が前項により債権譲渡又は立替払いを取消又は解除した場合、当該売上債権の債権買取代金、立替払い代金又は振込代金に関して次の各号の処理を行います。
- (1) 債権買取代金又は立替払い代金が未だカード会社からゼウスに支払われていないときは、カード会社は、当該債権買取代金又は立替払い代金の支払いを中止することができ、この場合、ゼウスも加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
  - (2) 当該債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスから加盟店への振込代金が未だ支払われていないときは、ゼウスは、加盟店を代理して、カード会社に対し、当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還し、ゼウスの加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
  - (3) 当該債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスからも加盟店への振込代金の支払いが既に完了しているときは、加盟店は、ゼウスに対して当該振込代金を直ちに返還し、ゼウスもカード会社に対して当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還します。なお、ゼウスは、加盟店に対する次回以降の振込代金から当該振込代金を控除することで、加盟店からの返還があったものとすることができます。
3. ゼウスは、次の各号の事由が発生した場合には対象となる売上債権について、加盟店を代理して、カード会社に対し、再度債権譲渡又は立替払いの手続きを行います。
- (1) 第1項第2号の場合において、売上データ等の内容を訂正したとき。
  - (2) 第1項第3号の場合において、当該購入者の利用によることが当該購入者との間で確定したとき。
  - (3) 第1項第5号の場合において、購入者との紛議が解決したとき。

## 第4章 料金

### 第13条（振込代金）

1. ゼウスは、売上債権の金額から次項に定める差し引き処理を行った後の振込代金を取りまとめ、その明細を加盟店に通知します。ただし、ゼウスから加盟店への振込又は請求がない場合はこの限りではありません。
2. ゼウスから信用販売の代金として加盟店に振り込む振込代金は、別途定める締切日に締め切った売上債権から第14条（本サービスの料金）に定める売上処理料及び取引手数料の金額のほか、次の各号の金額を差し引いた金額となります。
  - (1) 第14条（本サービスの料金）に定める支払期限を徒過したシステム利用料の金額
  - (2) 第10条（購入者の支払拒否等）に定める購入者からの抗弁が行われている売上債権の金額
  - (3) 第11条（信用販売の取消）に定める取消データをカード会社に送信した信用販売に関する売上債権の金額
  - (4) 第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）に定めるカード会社による債権譲渡又は立替払いの取消又は解除が行われた売上債権の金額。ただし、再度債権譲渡又は立替払い手続きの措置をとった売上債権はその直近の締切日に当該売上債権を加算します。
  - (5) その他ゼウスと加盟店で差し引くことに合意した料金の金額
3. ゼウスは、前項の振込代金を、別途定める振込日に加盟店の指定する銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料は別途ゼウスが指定する当事者が負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日又はゼウスがあらかじめ指定した日を振込日とします。

### 第14条（本サービスの料金）

1. 加盟店は、本サービスの対価として、ゼウスに対して次項に定める開設契約金、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意し支払うものとされた料金を支払います。
2. 開設契約金、システム利用料、売上処理料及び取引手数料の発生時期は次の各号のとおりとします。
  - (1) 開設契約金 : 第3条（カード会社との加盟店契約）第8項に基づき、加盟店審査の結果、加盟店として適当と認める旨の通知をカード会社から受領した旨の通知をゼウスが加盟店に対して行った日
  - (2) システム利用料 : 起算日以降
  - (3) 売上処理料 : サービス開始日以降
  - (4) 取引手数料 : サービス開始日以降
3. 加盟店は、本契約の有効期間の最初の更新を行う前に中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うものとします。

4. 本契約が中途解約又は解除された場合であっても、ゼウスは、既に受領した開設契約金及びシステム利用料については、加盟店に返還しません。
5. 本条に定める開設契約金、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意し支払うものとされた料金に関する振込手数料及び公租公課は加盟店が負担します。

#### 第15条（弁済の充当）

1. 加盟店がゼウスに対し本契約において負担する金銭債務に不履行が生じている場合、ゼウスは、加盟店に対して通知等を行うことなく、振込代金を、不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のゼウスの提供するサービス（以下「他サービス」といいます。）についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店は、ゼウスが次の各号の弁済の充当をすることについて承諾するものとします。
  - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が生じている場合、第13条（振込代金）第2項においてゼウスから加盟店に支払われる振込代金から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
  - (2) 本契約における金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

#### 第16条（遅延損害金）

加盟店又はゼウスは、相手方が本契約における金銭債務の全部又は一部の支払いを遅延したときは、相手方に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第5章 電子商取引

#### 第17条（加盟店サイトの構築及び維持）

1. 加盟店は、インターネットにおける電子商取引を行うため、自らの責任と費用をもって加盟店サイトを構築し、購入者に対して継続的に電子商取引の申込を誘引します。
2. 加盟店は、加盟店サイトを構築、運営するにあたり、ゼウスがシステム設定マニュアルを提示した場合には、システム設定マニュアルに従った設定を行い、維持します。加盟店サイトの設定がシステム設定マニュアル記載のものと異なる場合、ゼウスは、本サービスについて責任を負いません。
3. 加盟店は、前項の設定、維持にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってこれを行わせるものとし、ゼウスは、一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
4. ゼウスは、自らの責任と費用をもって本サービスのためのシステムを構築及び運営し、加盟店がその仕様に従った設定を行うことで本サービスを利用できるように維持します。ただし、加盟店の商品提供方法、サービス内容等が特殊であり、通常の設定では本サービスを利用できない場合は、ゼウスは、別途加盟店に対して設定方法を提示します。
5. 加盟店は、本サービスの利用を開始するにあたり、加盟店サイトで正しく本サービスが利用できるかを確認（以下「テスト決済」といいます。）し、ゼウスにその結果を通知します。加盟店がゼウスに対して問題なく本サービスを利用できる旨の通知を行った場合又はテスト決済が可能となった日から14日が経過した場合、ゼウスは、加盟店サイトとシステムの設定を原因とした不具合に責任を負いません。
6. 本条の規定にかかわらず、加盟店は、カード会社及びゼウスが事前に承諾した場合に限り、加盟店サイトを特定することなく本サービスの申込を行うことができ、加盟店サイトを構築、運営することなく本サービスを利用することができます。その場合、加盟店及びゼウスは、本条及び第20条（広告及び販売の方法）に定める、加盟店サイトに関する義務が加盟店に適用されないことを、相互に確認するものとします。

#### 第18条（取扱商品）

1. 加盟店は、本サービスを用いて行う信用販売で取り扱う商品を、事前にゼウスに届け出ます。なお、次の各号の商品については取扱商品に含めることはできません。
  - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約その他の法令の定めを違反するもの
  - (2) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又はそのおそれのあるもの
  - (3) 公序良俗に違反するもの
  - (4) 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの
  - (5) その他カード会社又はゼウスが不相当と判断したもの

2. 加盟店は、取り扱うために許認可又は届出等が必要となる商品を取り扱う場合は、あらかじめゼウスに当該許認可又は届出等を証明することのできる関連文書等を提出し、ゼウスの承諾を事前に得るものとします。また、加盟店が当該許認可等を喪失した場合は、直ちに当該商品の信用販売を中止し、ゼウスにその旨を連絡します。

#### 第19条（商品の所有権）

1. 加盟店が購入者に信用販売を行った商品の所有権は、カード会社と加盟店との間で当該売上債権に係る債権譲渡又は立替払いのための契約が成立した時（ただし、加盟店契約において別の時点が定められている場合には、その時）にカード会社に移転するものとします。ただし、第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）第1項により債権譲渡又は立替払いが取消又は解除された場合、当該売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金又は立替払い代金が支払われていないときは直ちに、支払われているときは加盟店が当該債権買取代金又は当該立替払い代金をカード会社に返還した時に加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、不正利用等により購入者以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、カード会社と加盟店との間で債権譲渡又は立替払いが行われた場合には、信用販売を行った商品の所有権は、カード会社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用するものとします。

#### 第20条（広告及び販売の方法）

1. 加盟店は、消費者保護の観点から、加盟店サイトで購入者に対して宣伝広告を行うにあたり次の各号の事項を遵守します。次の各号の事項に関してゼウスから訂正又は削除の要求がある場合は、加盟店は、直ちにこれに従います。
  - (1) 電気通信事業法、特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連諸法令の定めに従わないこと。
  - (2) 購入者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
  - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと。
  - (4) 特定商取引法の遵守及び安全なインターネット信用販売のために、次の各号の表示をすること。
    - ① 加盟店の住所又は所在地、屋号又は商号、電話番号及び電子メールアドレス
    - ② 責任者名及び責任者への連絡方法
    - ③ 商品の金額、送料その他必要とされる料金
    - ④ 商品の引渡時期又は提供時期
    - ⑤ 代金の支払時期及び方法
    - ⑥ 商品の返品及び信用販売の取消に関する説明
    - ⑦ その他カード会社又はゼウスが必要と認める事項
  - (5) 購入者に対して加盟店サイトにおける信用販売の詳細を示す、以下の各号の事項を含む利用規約を提示すること。
    - ① 加盟店と購入者の間で生じる契約の成立時期
    - ② 加盟店が加盟店サイトで取り扱う商品の具体的内容及びその価格
    - ③ 代金の支払時期と加盟店の商品提供時期
    - ④ 加盟店サイトで行う電子商取引に瑕疵があった場合の対応
    - ⑤ その他カード会社又はゼウスが必要と認める事項
  - (6) その他法令等により表示が義務づけられた事項を表示すること又はカード会社若しくはゼウスが必要と判断する事項
2. 加盟店は、信用販売を行うにあたって、消費者保護の観点から、次の各号の対応、措置を講じるものとします。
  - (1) トラブルが生じた際に、一方的に購入者に不利にならないように取り計らい、加盟店が責任を取りえない範囲については購入者が理解できるように明示すること。
  - (2) 購入者からの苦情又は問い合わせ等に対応する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情又は問い合わせに対して速やかに対応すること。
  - (3) その他カード会社又はゼウスが必要と認める措置を講じること。
3. 加盟店は、第18条（取扱商品）に定める取扱商品に関するすべての広告において、各カード会社及びその提携先が発行するクレジットカードが使用できる旨を明示するものとします。

#### 第21条（差別的取扱いの禁止）

加盟店は、正当な理由なく、購入者に対して信用販売の申込を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード以外の支払方法の利用を要求したり、購入者に対して現金払いを行う客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、購入者に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。

## 第 6 章 機密情報、個人情報、クレジットカード番号等の取扱い等

### 第22条（加盟店の個人情報の収集、保有及び利用）

1. ゼウスは、あらかじめ公表する利用目的に従い、加盟店情報のうち個人情報を取得及び利用するものとします。
2. ゼウスは、あらかじめ加盟店の同意を得ないで、加盟店情報のうち個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法令により開示が認められる場合又は裁判所、警察等の公的機関若しくは弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこの限りではありません。
3. ゼウスは、加盟店情報のうち個人情報につき、あらかじめ公表するプライバシーポリシーに従い、適切に管理するものとします。

### 第23条（加盟店信用情報機関への登録）

加盟店は、本契約に基づき生じた加盟店に関する客観的事実その他本規約末尾に定める情報が、カード会社を通じてカード会社の加盟する加盟店信用情報機関（本規約末尾に一覧で記載します。以下同じです。）に登録されること並びに当該機関に登録された情報（本契約締結前に既に登録されている情報を含みます。）が、当該加盟店に関する加盟店審査及び本契約締結後の管理その他本規約末尾に定める目的のため、カード会社及び当該機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。

### 第24条（加盟店の個人情報の開示、訂正又は削除）

1. 加盟店は、ゼウスに対し、所定の手続きによりゼウスが保有する加盟店情報のうち個人情報を開示するよう請求することができます。なお、カード会社及び加盟店信用情報機関それぞれが保有する加盟店情報のうち個人情報の開示請求は、それぞれの所定の手続きにより各社又は各機関に対し行うものとします。
2. 前項によりゼウスが保有する加盟店情報のうち個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ゼウスは、加盟店の請求により訂正又は削除の措置をとるものとします。

### 第25条（契約終了後の加盟店情報の利用）

加盟店は、ゼウスが、あらかじめ定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、本契約終了後も、法令又はゼウス所定の期間、加盟店情報を保有及び利用すること及び所定の期間経過後に破棄することに同意するものとします。

### 第26条（加盟店情報取扱いへの不同意）

加盟店は、本契約に必要な情報のゼウスへの提供及びゼウスにおける加盟店情報の取扱いについて同意できない場合には、ゼウスが本契約の締結及び加盟店審査の申請ができないことがあること並びに本契約を解約されることがあることに同意するものとします。

### 第27条（購入者の個人情報の取扱い）

1. ゼウスは、加盟店からの委託に基づき行われる第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第 4 項に定める購入申込の受付により自己が取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律及びそれに関連するガイドライン（業界におけるガイドライン、慣習及びセキュリティ基準を含み、以下「個人情報保護法等」といいます。）に従い、利用目的の公表、アクセス制限等の安全管理措置等、個人情報取扱いに関して適切な措置を講じる責任を負います。
2. 前項に定めるほか、加盟店は、加盟店自らが購入者から個人情報を取得しているような場合は、当該個人情報について個人情報保護法等に従い、個人情報取扱いに関して適切な措置を講じる責任を負います。
3. 購入者の個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」といいます。）の事故が発生し、又はその疑いがある場合には、加盟店は、直ちにゼウスに対して報告しなければならないものとします。かかる報告を受けた場合、ゼウスは、損害の拡大を防止するために本サービスの利用を停止することができ、そのことにより加盟店に生じた損害に関して責任を負いません。

### 第28条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、クレジットカード番号等を取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、クレジットカード番号等を取り扱う場合、割賦販売法及びセキュリティガイドラインに従いクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつ、クレジットカード番号等につき、その漏えい等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。

3. 加盟店は、クレジットカード番号等の適切な管理のため、ゼウスが別途指定する、セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
4. 加盟店は、前項に基づき指定する具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめゼウスと協議しなければならないものとします。
5. 第 3 項の規定にかかわらず、ゼウスは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店が講じる方法又は態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他クレジットカード番号等の漏えい等の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて、加盟店に対し、当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。

#### 第29条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）

1. ゼウスは、本契約において、加盟店からの委託に基づき行われる第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第 4 項に定める購入申込の受付により自己が取得したクレジットカード番号等について、割賦販売法、セキュリティガイドライン及びそれに関連するガイドライン（業界におけるガイドライン、慣習及びセキュリティ基準を含みます。）に従い、安全管理措置等、適切な措置を講じる責任を負いません。
2. 加盟店は、前項に定めるほか、クレジットカード番号等の取扱いを受託者に委託する場合には、ゼウスに対し、受託者の氏名又は名称その他ゼウスが要求する事項を事前に申告した上で、次の各号の基準に従わなければならないものとします。
  - (1) 受託者が次号に定める義務に従いクレジットカード番号等を的確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
  - (2) 受託者に対して、第 28 条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）第 2 項及び第 3 項の義務と同等の義務を負担させること。
  - (3) 受託者が第 28 条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）第 3 項に基づきゼウスが指定した具体的方法及び態様によるクレジットカード番号等を含む個人情報の適切管理措置を講じなければならない旨及び当該方法又は態様について、同条第 4 項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
  - (4) 受託者におけるクレジットカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
  - (5) 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してクレジットカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
  - (6) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じた場合、第 30 条（事故時の対応）各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
  - (7) 加盟店が受託者に対し、クレジットカード番号等の取扱いに関し第 31 条（調査）に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
  - (8) 受託者がクレジットカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

#### 第30条（事故時の対応）

1. 加盟店又は受託者の保有する購入者のクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、自らの費用負担で遅滞なく次の各号の措置をとらなければならないものとします。
  - (1) カード会社が認める第三者機関により漏えい等の有無を調査すること。
  - (2) 前号の調査の結果、漏えい等が確認されたときには、その発生時期、影響範囲（漏えい等の対象となったクレジットカード番号等の特定を含みます。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
  - (3) 前二号の調査結果を踏まえ、二次被害防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - (4) 漏えい等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける購入者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい等の対象となるクレジットカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに当該クレジットカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨をゼウスに対して報告すると共に、遅滞なく第 1 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。

- (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
  - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
  - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
  - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
  - (5) 前各号に定めるほかこれらに関連する事項であってカード会社又はゼウスが求める事項
4. 加盟店の保有するクレジットカード番号等が漏えい等した場合又はそのおそれが存在する場合には、加盟店が第1項第4号の措置をとるか否かにかかわらず、ゼウスは、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は当該クレジットカード番号等に係る購入者に対して通知することができます。

### 第31条（調査）

1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、ゼウスは、自ら又はゼウスが適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
  - (1) 加盟店又は受託者においてクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じたとき。
  - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 加盟店が第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）、第7条（不正利用等発生時の対応）、第21条（差別的取扱いの禁止）、第28条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）から第30条（事故時の対応）若しくは第32条（是正改善計画の策定と実施）のいずれかに違反しているおそれがあり、又は加盟店が事前にゼウスに届け出た事項を変更したにもかかわらず、当該変更をゼウスに対して届け出ていないおそれがあるとき。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、ゼウスが割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。
  - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
  - (2) クレジットカード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の文書その他の物件の提出又は提示を受ける方法
  - (3) 加盟店若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
  - (4) 加盟店又は受託者においてクレジットカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、クレジットカード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他クレジットカード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. ゼウスは、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第30条（事故時の対応）第1項第1号及び第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第7条（不正利用等発生時の対応）第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合はこの限りではありません。

### 第32条（是正改善計画の策定と実施）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、ゼウスは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
  - (1) 加盟店が第28条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）第3項、第5項若しくは第29条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）の義務を履行せず、又は受託者が同条第2項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
  - (2) 加盟店又は受託者の保有するクレジットカード番号等につき、漏えい等、又はそのおそれが生じた場合であって、第30条（事故時の対応）第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (3) 加盟店が第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第1項又は第3項に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第7条（不正利用等発生時の対応）の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (5) 加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、ゼウスに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが義務付けられるとき。
  - (6) 前各号に定めるほか、ゼウスが加盟店について生じた事案については是正改善の必要があると判断したとき。

2. ゼウスは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。

### 第33条（取引記録等の保管）

1. 加盟店は、本サービスを利用して行った購入者に関する個人情報その他取引に関する記録を7年間保管するものとし、カード会社又はゼウスから請求があるときは、速やかに当該情報をゼウスに提出するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用して行った購入者との取引に関してゼウスが保有する個人情報、クレジットカード番号等その他取引に関する記録を、ゼウスが7年間保有すること及び当該期間経過後に破棄することをあらかじめ承諾します。

### 第34条（安全管理措置）

加盟店及びゼウスは、加盟店サイトその他通信、各社内ネットワーク等につき、情報漏えいその他の事故が発生しないよう、必要な安全管理措置をとるものとします。

### 第35条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、次の各号の行為を行ってはならないものとし、加盟店の役員又は従業員が次の各号の行為又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものとみなされるものとします。

- (1) クレジットカードを利用した実質的な有償の消費貸借を行う行為
- (2) 購入者と別途締結する契約の履行方法の一部として信用販売を行う行為
- (3) 実質的に特定商取引法に規定される通信販売とは異なった販売方法をとる行為
- (4) 自らが発行を受けたクレジットカードを、自らの商品の代金の決済に用いる行為
- (5) 商品の売買又は提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を装い、クレジットカードを取り扱う行為
- (6) 購入者に現金を取得させることを目的としてクレジットカードを取り扱う行為
- (7) 第三者の購入者に対する債権の決済又は回収を目的として購入者が使用するクレジットカードを取り扱う行為
- (8) その他カード会社又はゼウスが不相当と判断した行為

### 第36条（損害賠償）

加盟店がクレジットカード番号等を漏えいし、又はそのおそれがある場合、次の各号の費用等は、カード会社又はゼウスの損害とみなすものとします。ただし、カード会社又はゼウスの損害は、これらに限られません。

- (1) 漏えいし、又はそのおそれのあるクレジットカード番号等に係るクレジットカードの差替えに要した費用
- (2) 漏えいし、又はそのおそれのあるクレジットカード番号等を利用した信用販売（購入者による正当な取引であることにつき疑義のない取引を除きます。）の金額
- (3) 購入者への対応のために要した費用（人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等を含みますが、これに限られません。）

### 第37条（契約終了後の有効規定）

第6章（第35条（加盟店の禁止行為）を除きます。）の規定については、本契約終了後においても効力を有します。

### 第38条（その他）

加盟店及びゼウスは、本規約に定めるほか、共通規約の規定に従うものとします。

付則

2022年6月1日 改定

2021年12月1日 改定

2007年2月1日 制定

**加盟店信用情報機関のご案内**

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDM センター)
<b>住所</b>	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル
<b>電話番号</b>	03-5643-0011
<b>共同利用の管理責任者</b>	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事 松井 哲夫
<b>URL</b>	<a href="https://www.j-credit.or.jp/">https://www.j-credit.or.jp/</a>
<b>共同利用の目的</b>	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、ゼウスが、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）であるカード会社を通じて JDM センターに報告すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
<b>共同利用される情報</b>	①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由 ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥利用者等（契約済みのものに限らない。）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。） ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあると、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
<b>保有される期間</b>	登録日又は必要な措置の完了日（講じるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間保有されます。
<b>共同利用者の範囲</b>	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び JDM センター （JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。）